

八街市国土強靱化地域計画（素案）【概要版】

計画の策定趣旨

- 国土強靱化とは、これまでの大規模災害の教訓を活かし、事前防災・減災と迅速な復旧・復興を計画的に実施することで、強くしなやかなまちづくりを進めていこうとするものです。
- このような考えのもと、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が閣議決定されました。（平成30年12月改定）
- 本市においても、いつ起こるかかわからない大規模な自然災害等から、市民の生命と財産を守り、迅速に回復する、「強さ」と「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、「八街市国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

計画の位置づけ

- 国の「国土強靱化基本計画」、「千葉県国土強靱化地域計画」との調和を図りつつ、「八街市総合計画2015」とも整合を図り、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけます。

【国】国土強靱化基本計画・
千葉県国土強靱化地域計画

調和

八街市国土強靱化地域計画
(計画期間: 令和3年度～令和6年度)

八街市総合計画2015

整合・調和

国土強靱化に
関する指針

分野別計画の
指針

分野別計画(地域防災計画等)

目標（国・県計画と調和）

基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

具体化

計画策定のステップ

基本目標・事前に備えるべき目標の設定

目標の妨げとなる事態として、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定し、本市における脆弱性を評価

脆弱性評価の結果をふまえ、施策分野別の推進方針を定める

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

● 8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる35の「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	1-3 異常気象等による市街地等の浸水		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生		6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱		7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		7-3 防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		7-4 有害物質の大規模拡散・流出
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	7-5 農地・森林等の被害拡大	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下		8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響		
	5-3 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止		
	5-4 食料等の安定供給の停滞		

施策分野別の推進方針

- 「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」に対する脆弱性評価の結果をふまえ、7つの個別施策分野と3つの横断的施策分野における推進方針を次のとおり定めます。

個別施策分野	①行政機能/防災・消防等 ⑤交通・物流	②住宅・都市 ⑥情報通信	③保健医療・福祉 ⑦産業・農林水産	④環境・エネルギー
横断的施策分野	⑧リスクコミュニケーション	⑨老朽化対策	⑩少子高齢化対策	

個別施策分野の推進方針

①行政機能/防災・消防等

- 公共施設の災害対応力の向上
- 市民への防災意識啓発
- 地域防災力の強化
- 防災機能の整備
- 消防人材の強化
- 避難所での良好な生活環境確保に向けた整備の推進
- 非常用物資の備蓄促進
- 帰宅困難者対策の推進
- 関係行政機関等との連携体制の整備
- 市の業務継続に必要な体制の整備
- 被災者の生活再建支援
- 防犯意識の向上と活動推進
- 防犯設備の設置
- 応急給水設備等の整備

②住宅・都市

- 都市計画マスタープランに基づく適正な土地利用の推進
- 住宅・建築物及び宅地の耐震化
- 空き家対策の推進
- 公園緑地の整備
- 市道の整備
- 河川の整備
- 浸水対策の推進
- 上水道施設の防災対策の推進
- 下水道施設の防災対策の推進
- 浄化槽の管理体制の整備

③保健医療・福祉

- 災害医療体制の充実
- 新型コロナウイルス等感染症の発生とまん延の防止
- 要配慮者避難対策の推進
- 福祉避難所の機能強化
- 要配慮者施設の安全確保計画の推進

④環境・エネルギー

- 災害時のエネルギー供給のための体制整備
- 自立・分散型エネルギーシステムの導入支援
- 有害物質等対策の推進
- 災害廃棄物処理体制の整備
- 環境に配慮した水道事業経営の検討

施策分野別の推進方針

個別施策分野の推進方針

⑤交通・物流

- 主要幹線道路等ネットワークの整備
- 緊急輸送道路等ネットワークの整備
- 交通ネットワークの整備
- 道路の防災対策
- 道路橋梁の耐震化
- 交通安全対策
- 道路啓開体制の整備

⑥情報通信

- 行政情報基盤の防災機能の強化
- 災害関連情報の収集・伝達体制の整備
- 情報発信体制の整備

⑦産業・農林水産

- 企業の基盤強化の促進
- 農地・農業水利施設、農業用調整池等の管理
- 鳥獣被害の防止の取組の推進
- 食料の安定的な供給体制に必要な施設整備等の支援
- 森林整備・保全活動の推進
- 異常湧水等対策の推進
- 文化財保護の防災対策

横断的施策分野の推進方針

⑧リスクコミュニケーション

- 自助・共助の取組の強化
- 防災教育・学習の充実
- 災害時応援協定締結団体等との連携強化
- 人的支援の受入れ体制の整備
- 建設産業の担い手育成・確保

⑨老朽化対策

- 公共施設の耐震化・公共施設内設備等の適切な管理・修繕・更新

⑩少子高齢化対策

- 子育て関連施設における防災機能の整備
- バリアフリーの推進
- 高齢者福祉施設における防災機能の整備
- 高齢者福祉施設等の計画的な整備
- 高齢者の支援サービスの充実

計画の推進と進行管理

- 本計画は、本市各部局間の連携はもとより、国、県、関係自治体、防災関係機関、市民、市民公益活動団体、民間企業等の多様な主体と相互に連携を図り、各種情報や取り組み等を共有しながら、効果的・効率的に推進していくものとします。
- 本計画に基づく施策や事業を着実に推進するため、重要業績指標(KPI)等を用いて毎年度進捗状況を把握し、また、本計画は八街市総合計画2015と整合を図っていることから、総合計画の改定や本市を取り巻く環境や社会状況の変化等に合わせ、PDCAサイクルの仕組みに基づき、継続的な改善を図ります。

